

第5章 将来人口フレームと土地利用

1 将来人口フレーム

本計画の目標年度である令和15年（2033年）における人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（令和15年（2033年））8,100人

(1) 人口・世帯

令和15年（2033年）における山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展が継続するものと予測され、年少人口と生産年齢人口は減少し、山北町の総人口も減少する見込みとなります。そうした中でも、将来像である「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向け、良好な生活環境を創出し、まちの活力を高めていきます。

そのため、出産や子育てに対する支援、働く場所の確保などの産業振興施策などを通じて、町の元気を創出し、魅力を向上させる取り組みを進めて、人口の減少幅を抑制し、8,100人の人口規模を目標として設定します。

このように人口が減少する将来人口フレームですが、山北町では地方自治法第10条1項における住民（山北町に住所のある人）だけではなく、やまきたファンや週末にやまきたを訪れる人など、山北町に関わりをもつ「関係人口」を増やす取り組みを進め、関係人口から定住人口への流れをつくり、「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現を目指します。

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2033年 目標
総人口	13,605人	12,655人	11,764人	10,724人	9,761人	8,100人
0～14歳 (年少人口)	1,875人	1,503人	1,202人	1,032人	822人	611人
	13.8%	11.9%	10.2%	9.6%	8.4%	7.5%
15歳～64歳 (生産年齢人口)	8,822人	8,023人	7,237人	5,965人	5,054人	3,906人
	64.8%	63.4%	61.5%	55.6%	51.8%	48.2%
65歳以上 (老年人口)	2,908人	3,129人	3,325人	3,727人	3,885人	3,584人
	21.4%	24.7%	28.3%	34.8%	39.8%	44.2%
世帯数	4,014世帯	3,953世帯	3,954世帯	3,903世帯	3,936世帯	3,800世帯
1世帯当り人数	3.39人	3.20人	2.98人	2.75人	2.48人	2.1人

(2000年～2020年は国勢調査)



(2) 就業者数

令和15年（2033年）における山北町の就業者数は、4,373人と設定します。第1次産業就業者数は254人、第2次産業就業者数は1,213人、第3次産業就業者数は2,906人と設定します。

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2033年 目標
就業者	6,949人	6,459人	5,857人	5,279人	4,903人	4,373人
第1次産業	493人	441人	362人	353人	293人	254人
第2次産業	2,421人	2,035人	1,762人	1,520人	1,387人	1,213人
第3次産業	4,002人	3,929人	3,637人	3,292人	3,135人	2,906人
分類不能	33人	54人	96人	114人	88人	0人
就業者比率	59.3%	57.9%	55.5%	54.5%	54.8%	59.2%

(2000年～2020年は国勢調査)

2 土地利用構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、社会経済情勢の変化や地域の自然的、社会的、経済的、文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

(1) 土地利用の基本理念

「山北町土地利用に関する基本条例」において、町の土地施策を中心とするまちづくりは、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することを基本理念としています。この基本条例の理念を継承しつつ、SDGsの考え方や国土強靱化の視点等を踏まえて、町土の有効活用と適正な管理を図ります。

また、現在策定中の第4次土地利用計画（令和7年度～令和16年度）においては、自然環境と調和することを基本としつつ、令和9年度に供用開始が予定されている新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを活用し、町民、企業、関係人口、行政の4者の連携により、さらなる定住対策と産業振興を展開することとします。

そして、土地利用の施策を地域の特色ある「まちづくり」へと発展させることにより、誰もがこころ豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

(2) 土地利用の基本方針

次の3つの方針に基づいて、計画的な土地利用の実現を図ります。

方針1 自然環境との調和を図った土地利用を進めます

方針2 定住対策に資する、良好な住環境を有する住宅地の整備を進めます

方針3 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを活用した土地利用を進めます

(3) 土地利用の配慮事項

基本方針に基づく土地利用を推進し、実現するに当たっての配慮事項を設定します。

- 1 地域資源を活用した地域経済及びコミュニティの活性化への貢献
- 2 多様な人口（定住人口・関係人口等）の増加への貢献
- 3 持続可能な町土形成（脱炭素やSDGsの実現、生活圏の維持）への貢献
- 4 強靱な町土形成（防災・減災の実現）への貢献
- 5 土地の適正な維持管理の実現

(4) 施策展開の柱

山北町では、土地利用計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。第4次土地利用計画では、近年の社会経済情勢や課題、新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始を踏まえ、また土地利用の配慮事項を考慮し、次の4点を柱として施策を展開します。

4つの柱	主な施策
1 住宅供給	①民間活力を活用した多様な住宅供給 ②空き家・空き地の有効利用 ③地域特性やポテンシャルを生かした多様な住宅供給
2 企業誘致	①町の特性やポテンシャルを生かした企業誘致 ②企業との連携による誰もが住みやすく働きやすい環境づくり
3 観光振興	①既存観光施設の有効活用 ②新しい形態の観光施設の導入 ③地域資源を活用した観光関連施策の展開
4 地域の拠点づくり	①山北駅及び東山北駅周辺地域の生活拠点の整備 ②山間部における地域の拠点づくり

(5) 地域別の土地利用方針

①用途地域指定区域内の土地利用方針

用途地域が指定されている区域内では、生活拠点としての都市基盤の整備に重点を置き、利便性の高い生活環境の実現を目指します。特に住宅供給については、市街地部における人口フレーム、必要となる用地確保について十分な検討を行った上で重点的に行うとともに、定住対策と産業振興の連携を図ります。

②特定地域の土地利用方針

特定地域※においては、神奈川県土地利用方針を踏まえ、農林業等の基幹産業の振興を図りつつ、製造業や観光産業等の誘致により就業地及び定住人口の確保を進めます。このため農用地、森林、宅地等の土地利用の転換については、優れた自然環境と景観の調和を図りつつ計画的かつ良好な土地利用の転換を図ることを基本とします。

また、特定地域において自立したコミュニティを形成するため、地域の拠点づくりを進めるなど、地域の総合的な活性化を目指します。

※特定地域：平成5年に神奈川県が策定した「特定地域土地利用計画策定指針」に基づく表現であり、非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域及び都市計画区域外の地域を合わせて特定地域と呼んでいる。